

ユニバーサルデザインに関する他自治体の取組状況

	浜松市	世田谷区	日野市	足立区
制定年度 (条例)	平成14年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度
定義	年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていきこうとする考え方	年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境にする考え方	能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいように、生活環境を構築する考え方	障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が利用できるような生活環境その他の環境をつくりあげること
対象者	すべての市民 (通勤通学する人や観光等で訪れる人、インターネットを利用してホームページにアクセスする人など、市が提供するあらゆるサービスの利用者)	すべての区民	能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々	全ての人
基本理念・まちの姿	思いやりの心が結ぶ優しいまち	だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり	・市民誰もが、自らの意思で自由に行動し、余暇文化活動を含めたあらゆる活動に参加し、充実した生活を送ることができる生活環境を実現したまち ・上記の生活環境の実現によって、市民誰もが人生を楽しみながら希望を持って生きられるまち	「思いやり」と「こころづかい」があふれるまちづくり だれもが安心して暮らせるまち たち
条例	第1章 総則 第2章 ユニバーサルデザインの推進に関する施策等 第3章 ユニバーサルデザインに配慮した教育の推進 第4章 すべての人が暮らしやすい生活環境の整備 第5章 ユニバーサルデザイン審議会 第6章 雑則	第1章 総則 第2章 基本方針 第3章 ユニバーサルデザインの意識啓発等 第4章 ユニバーサルデザインのまちづくり 第5章 移動のユニバーサルデザイン 第6章 施策の推進 第7章 調査、勧告及び公表 第8章 雑則	第1章 総則 第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的施策 第3章 都市施設の整備 第4章 特定都市施設の整備 第5章 移動空間のユニバーサルデザイン 第6章 雑則	第1章 総則 第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等 第3章 基本理念に基づく都市計画に関する方針 第4章 都市計画の手続き 第5章 雑則
推進計画	基本目標 ①思いあい、認め合う”こころ”(ハート) ②みんなで支えあう”しくみ”(ソフト) ③誰もが暮らしやすい”まち”(ハード)	目標 ①公平な社会づくり ②ユニバーサルデザインのまちづくり ③区民参加でまちづくり	基本目標 ①安心して上を向いて歩けるまち ②人・地域・つながりを育むまち ③ハード(空間)・ソフト(仕組み・制度)・ハード(教育、普及・啓発)が連携するしかけ	基本方針 ①だれもが活動しやすい「くらしの場づくり」 ②だれもが使いやすい「ものづくり」 ③思いやりある「ひとづくり」 ④わかりやすく適切な「サービスや情報づくり」 ⑤みんなが参加できる「しくみづくり」
特徴	・条例は、理念を表したものである。 ・学校教育、社会教育における取組や、公共交通事業者等の取組について努力義務としている。	・東京都福祉のまちづくり条例とは別に独自の施設整備基準、届出制度を設けている。	・独自の届出制度を設けている。	・開発等事業者への指導及び助言等を行うにあたり、独自の環境整備基準を設けている。